

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第68号

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

第33条を第35条とし、第32条を第34条とし、第31条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(協定区域内における意見聴取に係る報告書の記載事項)

第33条 条例第49条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第49条第1項の規定による届出（次号において「届出」という。）に係る土地の地名及び地番並びに面積
- (3) 届出に係る計画の概要
- (4) 意見の聴取をした日時及び場所
- (5) 聴取した意見の内容

第30条を第31条とし、第26条から第29条までを1条ずつ繰り下げ、第25条の次に次の1条を加える。

(地域景観づくり協議地区内における意見聴取に係る報告書の記載事項)

第26条 条例第47条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第47条第1項各号に掲げる届出等（次号において「届出等」という。）に係る土地の地名及び地番並びに面積
- (3) 届出等に係る計画の概要
- (4) 意見の聴取をした日時及び場所
- (5) 聴取した意見の内容

別表第2 1を次のように改める。

1 条例第10条第1項第3号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美 観 地 区 等 の 種 別		技 術 的 細 目
歴史遺産型 の美観地区	一 般 地 区	敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
	祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	(1) 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2.5メートルを超える場合において、塀の高さを当該既存の塀の高さに合わせるにより町並みの景観の連続性を確保することができると認められるときは、この限りでない。 (2) 犬矢来、駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあつては、これらの工作物が、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。 (3) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
	祇園町南歴史的景観保全修景地区	(1) 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2.5メートルを超える場合において、塀の高さを当該既存の塀の高さに合わせるにより町並みの景観の連続性を確保することができると認められるとき

	<p>は、この限りでない。</p> <p>(2) 門及び塀の形態が伝統的な様式のものであること。</p> <p>(3) 犬矢来、駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあつては、これらの工作物が、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。</p>
<p>上京小川歴史的景観 保全修景地区</p>	<p>(1) 門及び塀の高さは、2メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2メートルを超える場合において、門及び塀の高さを当該既存の塀の高さに合わせるにより町並みの景観の連続性を確保することができると思われるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 犬矢来、駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあつては、これらの工作物が、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。</p>

<p>伏見南浜界わい景観整備地区</p>	<p>(1) 門又は塀を有する場合にあっては、その形態が伝統的な様式のものであること。</p> <p>(2) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあっては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。</p>
<p>上賀茂郷界わい景観整備地区</p>	<p>(1) 門を有する場合にあっては、その形態が伝統的な様式のものであること。</p> <p>(2) 塀を有する場合にあっては、当該塀が土塀であり、又はその形態が伝統的な様式のものであること。</p> <p>(3) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあっては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。</p>
<p>千両ヶ辻界わい景観整備地区、上京北野界わい景観整備地区、西京樫原界わい景観整備地区及び本願寺・東寺界わい景観整備地区</p>	<p>(1) 門又は塀を有する場合にあっては、その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。</p> <p>(2) 門又は塀を有する場合にあっては、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあっては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。</p>
<p>先斗町界わい景観整備地区</p>	<p>(1) 門又は塀を有する場合にあっては、その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式</p>

		<p>に準じたものであること。</p> <p>(2) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。</p>
--	--	---

第17号様式中「第26条関係」を「第27条関係」に改める。

第18号様式中「第27条関係」を「第28条関係」に改める。

第19号様式中「第28条関係」を「第29条関係」に改める。

第20号様式中「第29条関係」を「第30条関係」に、「第29条の」を「第30条の」に改める。

第21号様式中「第30条関係」を「第31条関係」に改める。

第22号様式中「第32条関係」を「第34条関係」に改める。

第23号様式から第25号様式までの規定中「第33条関係」を「第35条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物に係る京都市市街地景観整備条例第10条第2項に規定する技術的細目（同条第1項第3号に関するものに限る。）については、この規則による改正後の京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則別表第2 1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部景観政策課)